



## ◆ 2024問題対応 物流2法 が成立しました

2024年問題に対応した「物資の流通の効率化に関する法律」(旧:物流効率化法)と「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(改正貨物自動車運送事業法)が成立しました。

物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。その物流産業を魅力あるものとするため、働き方改革に関する法律が4月から適用される一方、物流の「2024年問題」に直面していますが、こうした状況に対応するため、荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について抜本的・総合的な対策となる法律 が4月26日参議院本会議で可決し成立しました。

【施行による 目標・効果】 物流の持続的成長

【重要達成度指標 KPI】 施行後3年で(2019年度比)

・荷待ち・荷役時間の削減 年間125時間/人削減

・積載率向上による輸送能力の増加 16パーセント増加 を見込む

物流の構造的な問題を改善するため、荷主への規制や多重下請け構造の是正措置、軽貨物事業者への安全確保措置などを規定。発着荷主による荷待ち・荷役作業時間の短縮といった物流効率化の取り組みや、一定規模の事業者に対する中長期計画策定と物流統括管理者の選任の義務化、元請事業者による「実運送体制管理簿」作成の義務付けなどの措置が、公布後2年以内に施行されることとなります。

### (1)荷主・物流事業者

#### 【物資流通効率化法】

○荷主・物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定する。

○上記取組状況について、国が判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施する。

○上記事業者のうち、一定規模以上のものを特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付ける。計画に基づく取組の実施状況が不十分の場合、勧告・命令を実施する。

○さらに、特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付ける。

### (2)トラック事業者の取引【貨物自動車運送事業法】

○元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付ける。

○荷主・トラック事業者・利用運送事業者に対し、運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む)等について記載した書面 による交付等を義務付ける。

○トラック事業者・利用運送事業者に対し、他の事業者の運送の利用(=下請けに出す行為)の適正化について努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、責任者の選任を義務付ける。

### (3)軽トラック事業者 【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、[1]必要な法令等の知識を担保するための管理者選任と講習受講、[2]国土交通大臣への事故報告を義務付ける。

○国交省による公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加する。

## ◆ 標準的な運賃/標準運送約款 説明会と2024問題対応セミナー

**6月13日**午後

津 三重県総合文化センター

**6月14日**午前

四日市市文化会館

**開催決定  
ご予約下さい**

6月13日(津)、6月14日(四日市)にて、2024版 標準的な運賃/標準運送約款の国交省説明会と、「2024年問題」対応セミナー(～労務管理から荷主対応まで考える～)を2部構成で開催します。近日、FAXにて詳細をご案内いたします。ご予約頂きますようお願いいたします。

\* 改正された新しい標準運送約款を別紙で同封しています。掲示・保管をお願いします \*



## ◆ 令和6年度 通常総会の日程



三重県トラック協会(本部)

日時 6月19日(水) 14:30~  
場所 ホテルグリーンパーク津

総会の開催通知は  
資料・会員名簿と一緒に  
6月4日に  
発送致します。

## ◆ 三重県 チャレンジ123 参加者募集について

三重県では、交通マナーの向上と交通事故防止を目的に、3名1チームで123日間の無事故・無違反の達成を目指す「無事故・無違反チャレンジ123」を実施します。

詳細案内と参加申込み用紙は本誌に同封しています。



3名で1チームとなります

注:同一人物が複数チーム参加はできません

募集期間 2024年5月1日(水) ~ 6月30日(日)

チャレンジ期間 2024年7月1日(月) ~ 10月31日(木)

参加申込み 〒514-8570 津市広明町13  
三重県環境生活部くらし・交通安全課内  
チャレンジ実行委員会事務局

- ① 参加申込用紙に必要事項を記入
- ② 参加料金を申込書付属の払込取扱票で郵便局にて振り込み(6月30日までに)  
※参加費以外の払込手数料や、現金払込にかかる加算料金(110円)は不要です。
- ③ 参加申込用紙と振替払込請求書兼受領証を実行委員会事務局に送付(6月30日消印有効)  
※申込用紙には必ず申込者本人の押印をお願いします(サイン不可)

お問合せ先 三重県 環境生活部 くらし・交通安全課内  
チャレンジ実行委員会事務局 TEL 059-224-2410 FAX 059-224-3069

※チャレンジの参加 と 助成金の申請は 申込み先が違います のでお気を付けください

## ◆ トラック協会 チャレンジ123 参加費用の助成について

トラック協会では、上記三重県主催の2024年度「無事故・無違反チャレンジ123」に賛同し、参加費用の一部を助成します。(助成申請書 ブルー紙 本誌に同封しています)

★ 三重県へ参加申込み後に、トラック協会に助成金申請をしてください。 ★

トラック協会への助成金申請

助成申請書(ブルー紙)に、必要事項を記入し「チャレンジ123」の参加費用の振込票(写)を貼付しトラック協会に郵送してください。



助成金 申請 締め切り 2024年7月19日(金)

- ◆ 参加費用の半額(1,500円)を助成します。
- ◆ さらに助成申請した達成チームには、トラック協会から表彰状と記念品を贈呈します。

※助成金に申込みする参加チームは会員事業所の三重県内で運送事業に従事している方が対象です。



◆ 2024年 安全宣言事業所を募集します

参加無料

200days

# 安全宣言事業所

ドライバー様に 安全宣言の署名をしていただき  
200日間の 無事故・無違反 を達成しましょう！  
前ページの チャレンジ123 とのセット参加で  
安全意識は倍増します。参加のエントリー特典  
もございます。お申込みをお待ちしています。

チャレンジ123 +Plus 77 / 200days 安全宣言ラリー  
7/1から 200日 無事故・無違反を続けてください

・7/1～10/31=123日にチャレンジ  
・11/1～1/16=77日追加チャレンジ 合計200日

申込み 締切 **6/30** トラック協会に必着

- ・同封のカレンダーが「安全宣言参加」のエントリーシートです。
- ・署名欄に、参加頂くドライバー様をご記入の上、シート下半分をトラック協会へお送りください。  
FAX 059-225-2095  
(会社名と参加者の署名部分)
- ・事業所単位でのチーム制で、1枚1チームです。参加人数の制限はありません。  
ドライバー様の全員参加を前提にお願いします。また、社員数に応じ12名未満もOKです。  
枚数が不足の場合は、コピーしご利用下さい。
- ・「無事故・無違反200日」達成で表彰状を贈呈(表彰はエントリーカレンダーのチームごとです)

◇事故・違反の有無をカレンダーに記録してください

**無事故・無違反の申告ルール 自主申告です**

- ・事故 → 軽微な物損事故で、損害額1万円以下は、事故なし で記録します。
- ・違反 → 交通違反による切符の交付の有無で違反の有無を判断し記録します。



**Safety Drive**

申込み受付中

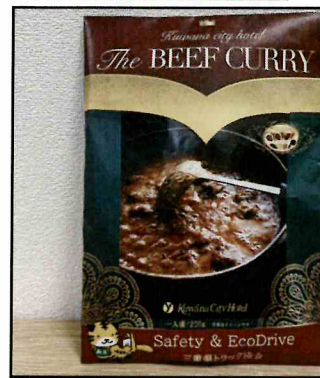
その他

- ・三重県トラック協会ホームページに「安全宣言事業所」として取り組みを掲載する予定です。
- ・「安全宣言200days」と「三重県のチャレンジ123」は、別の取り組み企画ですが「両方」参加を推奨致します。(安全宣言200days単独申込みも可能です)
- ・両方取組む場合に わかりやすいようスタートから123日間の日程をあわせています。 三重県の「チャレンジ123」は、別途の参加申込みが必要です。こちらも締切は 6/30(消印有効) です。

**エントリー 特典**

参加の皆様は抽選でプレゼント！

**A:2000名様**



ホテルカレー  
+  
Ziploc  
(フリーザーバッグ)

**B:2000名様**



ミニチライト  
+  
トラックボールペン

参加多数で抽選にもれた場合はご容赦ください。  
当選のご連絡は 7月中旬の予定です。



## ◆トラックドライバーコンテスト 出場選手募集中 三重県大会

# 挑戦! No.1 ドライバー

優秀ドライバーを 学科試験と車両の点検競技で競います  
成績優秀者は全国大会に出場できます

参加意欲あるドライバーを大募集  
参加希望は同封の参加申込書でお知らせ下さい

### トラックドライバーコンテスト

「日時」 **6月22日(土)** 10時~16時  
「場所」 三重県トラック協会 北部輸送サービスセンター  
四日市市新正4丁目8-8

「出場資格」 会員事業者の三重県内営業所に在籍するドライバー

申込時点で①と②の違反がないことが条件です。

- ①過去3年間人身事故を起こしたことがないこと
- ②過去1年間無事故・無違反であること

同一営業所からの参加は、各部門で2名以内  
(同一事業所からは各部門4名以内)

詳細は、同封の参加案内をご参照ください。

「申込締切」 **5月31日(金)**



賞品と参加記念品を  
ご用意しています

## ◆ 運行管理者試験・受験申請のご案内

### 令和6年度 第1回 運行管理者試験

**受験申請期間** 令和6年 **6月10日(月)** ~ 令和6年 **7月10日(水)**

**試験日** 令和6年 **8月3日(土)** ~ **9月1日(日)**

上記の日程から 試験会場と試験日を選択します

**試験方法** 全国各地に設けられたテストセンターにおいて、  
パソコンを使用して受験いただきます。(CBT試験)

**受験申請方法** **インターネット申請のみ (書面申請はできません)**

「パソコン又はスマートフォン」「メールアドレス」が必要です。(従来型の携帯電話は不可)  
書類のスキャン画像 または デジカメやスマホで撮影した画像のアップロードによる申請となります。

- ・ 申請の審査終了後、受験会場の予約や受験手数料の支払いを行なうためのCBT専用  
サイトがメールで案内されます。受験のための予約手続きをすすめてください。

**受験手数料** 6,000円(非課税)と ①または②の手数料(システム利用料)が必要です。  
①新規受験申請 660円 ②再受験申請 860円

**受験資格** 受験資格は 下記の①か② どちらかです。

- ①「運行の管理に関し、1年以上の実務経験の証明」が必要です。
- ②平成7年4月1日以降の 運行管理者「基礎講習修了証書」が必要です。

**ご注意** → 平成27年1月以降の基礎講習は、貨物の基礎講習に限ります。  
基礎講習修了予定の方は、令和6年7月24日迄に修了した方

詳細は、運行管理者試験センター ホームページをご確認ください。

<https://www.unkan.or.jp/>



## ◆ 5月、6月は 環境月間 ゴミは持ち帰ろう！

5月：ゴミ削減、清掃、落書き消しなど     トラック 環境美化活動 月間です  
6月：緑化、省エネ、ゴミ削減、SDGsなど     トラック 環境保全活動 月間です



左のステッカー  
10枚/1シート  
を同封しています  
  
ドライバー様への  
啓発をお願いします

ステッカー追加のご希望は、お電話またはFAXでお知らせください。  
TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095

## ◆ 初任運転者指導教育 集合型講習会 HPでもご案内しております

新たに雇い入れた運転者に対する指導教育時間は15時間が法令で求められています。  
そのうちの12時間分の初任運転者特別指導講習です。講習は2日間です。  
初任運転者がお見えでしたらこの機会に受講をお勧めします。

◆受講料 **無料**

◆日程 令和6年 **6月 6. 7日**(木・金) **9:00** ~16:00 <2日間講習>

◇場所 両日とも 北部輸送サービスセンター 〒510-0064 四日市市新正4丁目8-8

申込用紙は先月の定期発送物に封入しております。もしくはHPをご確認ください。

## ◆ 初任運転者指導教育 eラーニング (Web講習) ご案内

**ご予約は インターネット受付です**

eラーニングでの初任運転者教育です

三重県トラック協会 会員様  
**受講無料**

◇申込み 三重県トラック協会ホームページからの予約制です。インターネット申込み

- ①三重県トラック協会ホームページ → 会員の皆様へ → 初任運転者指導教育にお進みください
- ②申込みフォームに直接入力してください

**\* インターネットからのお申込みで予約が確定します**

うまくすすまない場合は、お電話でご案内しますのでお尋ね下さい。059-227-6767

- ・各期間で定員(5名)がございます。お早めにお申し込み下さい。
- ・定員に達した場合は **席数ボタン** の選択は出来なくなります。
- ・受付締め切りは、受講開始日の3日前までです。
- ・選択した5日間の日程内で、都合の良い時間に受講し、最後まで進んで下さい。
- ・受講終了後、【修了証・指導教育記録簿】がメールで届きます。テキストの印刷が可能です。

◇内容 ・初任運転者特別指導として国交省が示す「15時間」の内、12時間の講習です。

なお、追加で「日常点検」「車高、視野、死角、内輪差及び制動距離」「貨物の積載方法及び固縛方法」を、車両を用いて3時間の指導を行ない、12時間のeラーニング+実車指導3時間、合計15時間の指導として下さい。



## ◆ 引越事業者優良認定制度 申請受付開始に伴う 説明会

全日本トラック協会で行われる説明会を **YouTube配信** でご覧ください。

### 「引越事業者優良認定制度」説明会

内容：引越事業者優良認定制度の 概要 と 申請方法

日時：5月20日以降 の配信を予定しています。

視聴先URLは全日本トラック協会HPに掲載されます。



## ◆ 引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の申請について

引越サービスを客観的に評価し消費者が引越事業者を選択しやすい環境をつくること。利用者が安心して引越を依頼することができるよう、引越における苦情やトラブルを防止すること。等を目的に、全日本トラック協会が安全・安心な引越サービスを提供する優良事業者認定をおこないます。

全国で353事業者(1,720事業所)が「引越安心マーク事業者」として優良認定を取得しています。引越をおこなう事業者様の認定取得を推奨しています。

### 今年度の「引越事業者優良認定」申請受付は、右記にて行われます。

- ①「安全・安心な事業者の見える化」
- ②「コンプライアンスの向上」
- ③「引越における苦情やトラブルの防止」

①②③を目的に、認定事業者には

**引越安心マーク** が交付されます。

### ◆ 申請期間（郵送受付のみ）

**2024年7月8日～8月5日** 当日消印有効  
詳細は全ト協ホームページにてご確認ください。

### ◆ 申請書類の頒布

申請書類は全日本トラック協会のHPからダウンロードしてください。(Excel版・PDF版)  
※更新事業者には直接郵送されます。

**令和6年5月20日以降 全日本トラック協会HP掲載予定**

### ＜申請書類の受付・提出先 及び 相談窓口＞

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5  
公益社団法人 全日本トラック協会  
引越安心マーク 事務局 係  
TEL 03-3354-1038 FAX 03-3354-1019  
メール：[hikkoshi-ansin@jta.or.jp](mailto:hikkoshi-ansin@jta.or.jp)



三重県トラック協会ホームページ  
上記バナーからも全ト協にリンクします。

## ◆ 2024年度 引越講習の日程（基本講習・管理者講習）

2024年度の引越講習は下記日程で開催予定です。  
受講希望申込は先月の定期郵送物同封の「開催のご案内」にてお願い致します。

### 「引越 基本講習」

日時

**9月19日**(木)

10:00～16:00

場所

三重県トラック協会（津）

### 「引越 管理者講習」

日時

**9月20日**(金)

10:00～16:00

場所

三重県トラック協会（津）



# ◆ 働きやすい職場認証制度 申請受付について

会員事業所の積極的な認証取得をおすすめします

認証取得の助成を行っています。

- 一つ星・二つ星 新規取得: 3万円
- 三つ星 新規取得: 5万円
- 同位認証 継続: 2万円

申請方法の詳細や認証に必要な要件等はインターネットで「働きやすい職場認証制度」で検索しご確認ください。

## 働きやすい職場認証制度 申請受付期間

- ★ 一つ星の新規募集・継続募集
- ★★ 二つ星の新規認証→「一つ星」取得事業者対象

令和6年 **7月1日**～**9月15日**

- ★★★ 三つ星の新規認証も受付が始まります  
→「二つ星」取得事業者対象

令和6年 **4月16日**～**5月31日**

※「一つ星」・「二つ星」継続申請については、2022年度認証事業者様が対象です。自動更新はされません。対象の事業者様は、上位の認証段階の申請、又は引き続き認証継続の申請をお願いします。「二つ星」新規申請については、2022年度又は2023年度に「一つ星」を取得した事業者が対象です。

「働きやすい職場認証制度」とは  
ドライバーの労働条件や労働環境を求職者が容易に確認できるよう、第三者機関が評価認証を行う制度です。

認証の申請先は 一般財団法人  
**日本海事協会(ClassNK)**です  
TEL 03-5226-2412

### 審査料・登録料

		二つ星申請 (参考)		三つ星申請 (※1)	
		紙申請 一部電子申請	電子申請	紙申請 一部電子申請	電子申請
	審査料	50,000 円	30,000 円	147,000 円	127,000 円
1)	+ 複数の営業所を申請対象とする場合	+ 3,000 円 × 営業所数 (本社除く)		① + ②の合計 ①: + 3,000 円 × 申請対象営業所数 (本社除く) ②: + 84,000 円 × 2カ所目以降の 対面審査対象営業所 (※2)	
	登録料	60,000 円 (有効期間に重複期間が1年以上生じる場合、30,000 円を差し引く)			
2)	+ 複数の営業所を申請対象とする場合	+ 5,000 円 × 申請対象営業所数 (本社除く)			

※1 対面審査員2名分の旅費実費を別途登録料と併せて請求致します。ただし、審査員1名往復につき30,000円を上限とします。旅費実費につきましては、合格とならなかった場合及び登録が行われない場合もお支払いいただきます。

※2 申請対象営業所数によって、下表の数の営業所を対面審査の対象とします。また、具体的な審査対象営業所は弊会で指定します。

### 対面審査の対象とする営業所数

申請対象営業所数	1-6	7-17	18-34	35-56	57-84	85-117	118以上
対面審査の対象とする営業所数	1	2	3	4	5	6	別途設定

### ◇ 審査内容

- ①法令遵守 ②労働時間・休日 ③心身の健康 ④安心・安定 ⑤多様な人材の確保・育成
- ⑥「自主的、先進的な取組み」について所定の取組要件を満たす必要があります。  
(⑥は「二つ星」と「三つ星」で審査対象となり、「一つ星」は参考数値として提示されます)

### ◇ 認証活用

ハローワークの求人票に認証マークを表示、インターネットサービスでは「認証」検索で求人検索が可能  
その他求人サイトでの「認証の特集ページや検索」。損害保険会社の「労災上乗せ保険の割引」等



## ◆ 事業報告書・事業実績報告書のご案内

貨物運送事業者は、下記①・②の報告書を国土交通省に提出する必要があります。右記の未提出対象とならないようお願い申し上げます。

また、未提出は他の申請書類等の提出時にも受付不可（受理されない）など影響がありますので、必ずご提出をお願いいたします。

（貨物自動車運送事業報告規則第2条）

報告書未提出の  
行政処分基準

＜報告義務違反＞  
初違反 10日車  
再違反 30日車  
の車両停止

① 決算後 事業年度の状況を報告する「事業報告書」

② 4/1から3/31までの1年間の輸送品目、距離・輸送量等を報告する「事業実績報告書」



書式ダウンロード

三重県トラック協会HPよりダウンロードし、使用して下さい

会員の皆様へ → 書式ダウンロード (エクセル・PDF)

URL <https://www.santokyo.or.jp/>

「事業報告書・事業実績報告書」の作成をお願いします

◇報告書提出先

◆ 「事業報告書」(営業報告書) :

〒514-8515

決算後100日以内に **4部** 提出です。  
(特定貨物事業者は提出不要です)

津市栄町一丁目941

三重県トラック協会あて

◆ 「事業実績報告書」は 一般・特定ともに

トラック協会でお預かりし

決算時期にかかわらず 7月10日までに **4部** 提出です

国土交通省に提出します

◇他県にも事業所がある会社は、主たる事務所が所在する県の運輸支局にご提出ください。

※上記の方法での入手が困難な場合三重県トラック協会までお知らせ下さい。

## ◆ 退職自衛官の再就職について

自衛隊援護協会

自衛隊では、若年定年制 及び 任期制 を採っており、  
退職自衛官の多くは再就職を希望されています。

人材確保のため、退職自衛官の求人をご検討される場合は、求人票書式などをご案内します。

トラック協会まで  
ご連絡下さい。

TEL 059-227-6767

FAX 059-225-2095

①自衛官の退職

大半が若年定年制で55歳～57歳に退職します。

任期制においては、多くが20歳代～30歳代半ばで退職します。

②厳しい訓練や行動の中で培った強い責任感、指導力と実行力、  
更に職務に応じて身につけた技術があります。

③退職自衛官への職業紹介は自衛隊援護協会が行なっています。

④三重地区合同企業説明会

再就職を希望する任期制退職予定自衛官に対し、9/12(木)に三重地区合同企業説明会が開催されます。参加企業の募集については 毎年5月頃、退職予定隊員の希望と企業の雇用条件等を総合的に検討しての募集選考が行われています。

詳細は、自衛隊援護協会名古屋支部におたずね下さい。TEL 052-541-0334

自衛隊援護協会 のホームページもご覧ください

自衛隊援護協会トップページ>企業の皆様へ>求人のお申込み

求人票は [http://www.engokyokai.jp/posting/mail\\_entry.php](http://www.engokyokai.jp/posting/mail_entry.php) から

◆求人票 直接提出先【郵送か持参】

自衛隊地方協力本部三重 援護課 514-0003 津市桜橋1丁目91 TEL 059-225-0531

◆求人票 メール提出先 TEL 052-541-0334 メール [nagoya@engokyokai.jp](mailto:nagoya@engokyokai.jp) へ

自衛隊援護協会 名古屋支部 450-0002 名古屋市中村区名駅5-20-6ロ-列-オフィス1st 10階



## ◆ 事例に見る企業責任と安全対策

### トンネル火災事故で 過労運転を命じた 運行管理者と会社に 厳罰処分

#### 事例の概要

某日の早朝、高速道路のトンネル内で、中型トラックがノーブレーキのまま渋滞車列に突っ込み、車両5台が炎上し、2名が死亡、多数の負傷者を出した。

トラックを運転していた運転手は、業務過多により慢性的な睡眠不足に陥っており、事故の危険性を認識していたにもかかわらず運転し、重大事故を引き起こしたとして懲役4年の判決が下った。

また、裁判長は、運転手の勤務先である運送会社と運行管理者に対して、運転手が正常な運転ができない状態であると知りながら運転を指示したとして、過労運転下命等の罪により運行管理者に懲役1年6ヶ月（執行猶予3年）、会社に罰金50万円を言い渡した。



#### 事例の問題点

- ①運転手は事故前の3ヶ月で9日の休みしかなく、事故直前は36時間連続乗務後に睡眠・仮眠をとったが、疲労が抜けておらず事故に至った。
- ②運行管理者は「労働時間を基準通り守ってたら仕事にならない」と身勝手に悪質な理由で運転手に過労運転を指示した。
- ③会社に安全管理の重要性に対する認識が欠如しており、運転手に疲労回復の措置をとらなかった。

#### 管理上の対策

- ★過労運転は重大事故を引き起こし、それを指示した場合は管理者(会社)にも責任が及ぶこと。安全第一の企業風土を構築する。
- ★運転時間、走行距離、運転者の状態などを考慮し、ゆとりのある安全第一の運行計画を立てる。
- ★点呼時に運転者の疲労等の健康状態を確認し、安全運転に支障をきたす疲労等がみられる場合は、交替を指示するなどの措置をとる。

企業開発センター 交通問題研究室「事例にみる 企業責任と安全対策」より

## ◆ 求人情報とインターンシップ受入れ情報サイトを開設しています



### 「会員事業所の求人情報」を トラック協会ホームページに公開できます

従業員募集を行っている会員様は、トラック協会での求人公開をおすすめします。無料でご利用いただけます。求人情報サイトがない事業者様も開設することが出来ます。詳細は下記をご参照ください。

\*求人情報はindeedにも表示されます。

また学生の職場体験を受入可能なインターンシップ受入会員様も公開しています。ぜひご登録を!!

「自社求人サイト」がある場合・・・三重県トラック協会HPに掲載することが出来ます。  
下記URLから入力をお願いします。

詳細URL：<https://forms.gle/WRZbhP5wGftHUC5z5>

「求人サイト」がない場合・・・リクルート社主催で開催する【人材確保対策WEBセミナー】を受講いただき、サイト開設方法等を習得して下さい。費用をかけずに最小限の手間で求人情報の公開が出来ます。下記URLから受講をお願いします。

詳細URL：[https://jta.or.jp/ippan/saiyou\\_seminar.html](https://jta.or.jp/ippan/saiyou_seminar.html)



## ◆ 外部研修助成の申請手順について

中部トラック総合研修センター、クレフィール湖東、中小企業大学校、上野自動車学校等、下記の外部研修機関の研修は、研修料金を全額お支払いいただき、研修修了後に助成金の申請を行ってください。

**(研修料金から助成金額を差し引いてのお支払ではありません。ご注意ください。)**

下図に申請手順をまとめましたので再度ご確認ください。

<p><b>中部トラック総合研修センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半日研修</li> <li>・1日研修</li> <li>・ドライバー(基本)</li> <li>・事務員初級</li> <li>・物流大学校講座</li> <li>・物流安全管理士講座</li> </ul> <p><b>上野自動車学校</b> <b>中小企業大学校</b></p>	<p><b>中部トラック総合研修センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・添乗指導者養成</li> <li>・ドライバー(初任)</li> <li>・ドライバー(一般)</li> </ul> <p><b>クレフィール湖東研修所など</b> <b>その他指定研修所</b></p> <p>※原則1事業者 2名 まで 3名以上の場合はトラック協会までご相談ください</p>
<p>直接 指定機関へ研修・講座の申し込み</p> <p>↓</p> <p>指定機関へ料金支払い</p> <p>↓</p> <p>研修・講座 実施</p> <p>↓</p> <p>トラック協会から【助成金申請書】がFAXで届く ※1</p> <p>↓</p> <p>トラック協会へ【助成金申請書】提出 ※2</p> <p>〈添付書類〉</p> <p>研修修了証(写) 領収証等(写)</p> <p>↓</p> <p>トラック協会から助成金支払い ※3</p>	<p>直接 指定機関へ研修・講座の申し込み</p> <p>↓</p> <p>トラック協会へ【申込書】提出 ※4</p> <p>↓</p> <p>指定機関へ料金支払い</p> <p>↓</p> <p>研修・講座 実施</p> <p>↓</p> <p>トラック協会へ【実績報告(様式2)】提出 ※4</p> <p>〈添付書類〉</p> <p>研修参加報告書(様式3) 研修修了証(写) 領収証等(写)</p> <p>↓</p> <p>トラック協会から助成金支払い ※5</p>
<p>※1 研修を受講した翌月10日頃にトラック協会よりFAXいたします。 なお、「物流大学校講座」「物流安全管理士講座」「中小企業大学校」は年1回(2月頃)</p> <p>※2 申請書は締切日(約2ヶ月後)以内に添付書類を添えて郵送で提出してください。 <b>(FAX不可)</b></p> <p>※3 申請締切日の月末 (例)研修受講日が4月12日の場合 ・申請書が5月10日にFAXで届く ・申請締切日は7月10日 ・助成金振込日は7月31日</p>	<p>※4 トラック協会ホームページ【外部研修費用】より書式をダウンロードしてください。</p> <p>※5 原則、報告書をご提出頂いた翌月末 (例)研修受講日が4月12日の場合 ・報告書を4月15日に提出 ・助成金振込日は5月31日 但し、報告書の提出日によっては翌々月末の支払いになる可能性があります。</p>

### 注意

- ・研修修の内容・日程につきましては直接研修施設へお問い合わせください。
- ・その他指定研修所についてはトラック協会までお問い合わせください。



# ◆ 熱中症を防ごう

暑い季節の到来です。特に、高温・多湿の環境で、思うように体温調節ができないと「熱中症」を引き起こしやすくなります。熱中症であっても自分でも症状に気付きに「このくらい暑さなら大丈夫」と過信してしまうことで発生してしまいがちです。ご注意下さい。



## 【Ⅰ度】（重症度…小）

- ・めまい・立ちくらみ・生あくび
- ・筋肉痛・筋肉の硬直
- ・こむらがえり
- ・大量の発汗

## 【Ⅱ度】（重症度…中）

- ・頭痛・気分の不快
- ・嘔吐・倦怠感・虚脱感
- ・集中力や判断力の低下

## 【Ⅲ度】（重症度…大）

- ・意識障害・痙攣・手足がマヒ
- ・呼びかけに反応がおかしい
- ・ガクガクと引きつけ
- ・真っ直ぐに歩けない
- ・体が熱い「熱射病」

## 対処法

- ・涼しい風通しの良い場所に移す
- ・安静にして体を冷やす
- ・水分、塩分、糖分補給

医療機関で診療が必要

- ・Ⅰ度の対応継続
- ・体温管理

救急車を呼ぶ

- ・体温管理・体内冷却
- ・呼吸・循環管理

## ■ 熱中症予防 チェック方法

暑い中で手足がつつたり、めまいや頭痛がきたら、手の親指の爪を上から押えて離してみましょう

白くなった部分がなかなか治らないなら、熱中症の疑い。具合が悪くなる前に体感温度を下げましょう

## ■ なにより 予防 が大切です

- ・帽子や日傘を利用し、通気性の良い涼しい服装を心がけましょう
- ・飲み物を持ち歩き、こまめな水分補給、水分と一緒に電解質(塩分)も補給することを心がけましょう
- ・扇風機やエアコンを上手に使って室内を快適な温度に保ちましょう
- ・十分な休憩や睡眠を取りましょう

## 熱中症の応急措置

- ・経口補水液またはスポーツドリンクを飲む（味噌汁や梅干しの塩分も効果的）
- ・霧吹きで全身に水を浴びせ、気化熱によって冷やす
- ・冷たい缶ジュースや水まくらを腋の下、股などに当てて冷やす
- ・木陰や、クーラーの効いた涼しい場所で休む
- ・衣服を緩める

### 冷却と経口摂取による水分補給が基本

自力で水分摂取ができない場合、意識がない場合は救急車をすぐに呼び 病院での点滴が必要となります。

水分・塩分補給に このような商品も



味の素「アクアソリタ」りんご風味  
「カバヤ 塩分チャージ タブレッツ」  
大塚製薬「経口補水液 OS-1」等

## 運送業に携わる方の熱中症リスク

建設業・製造業に次いで高くなっています。個人で作業管理をせざるをえないことが多く、休憩も計画的に取りにくいと思われれます。脱水症の自覚症状がなくとも定期的に水分補給を！！

## 熱中症警戒アラート

### □ 熱中症警戒アラートとは

- ・熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなる暑熱環境が予測される場合に、「気づき」を呼びかけ、熱中症予防行動を促すことを目的として環境省・気象庁が発表するものです。発表されている日には、外出を控える、エアコンを使用する等の、熱中症の予防行動を積極的にとりましょう。（詳細は環境省の熱中症予防情報サイトへ）

熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、さらにもう一段階上の対策が必要となります。



# ◆ 睡眠時無呼吸症候群 (SAS) 対策セミナー(オンライン)

睡眠時無呼吸症候群(SAS)を治療せずに放置すると、

**☑大事故に繋がる**      **☑脳・心臓疾患などの重篤な病気を招く**  
等のおそれがあり、ドライバーの安全と健康の両面に重大な影響を及ぼします。

国交省の「自動車事故報告書等の取扱要領」において、SASが疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故においては、疾病名の報告が求められています。本セミナーでは、まずSASを正しく理解して、対策を始めていただくためのステップ1から、対策の実効に繋がる運用面を開設したステップ3までを、事業者例を紹介しながら段階的に解説します。

## 睡眠時無呼吸症候群 (SAS) 対策セミナー (オンライン受講)

	STEP1	STEP2	STEP3
	これから始める SAS対策	医療機関の かかり方から 治療まで	効果的な SAS対策の 進め方
前期	5月15日(水)	7月17日(水)	9月18日(水)
後期	11月13日(水)	令和7年1月22日(水)	令和7年3月12日(水)

※ 各ステップの内容に応じた「取り組みレベル」は、全ト協ホームページをご確認ください。

※ STEP1～3を順番に受講いただくことをお勧めしますが、ご都合に応じて希望するステップのみの受講も可能です。  
なお、STEP1～3すべて受講する場合でも、各日程ごとに申し込み登録をお願いします。

時間：14:00～15:00 (13:30ログイン開始)

場所：ZOOMを利用したLiveオンラインセミナー

定員：各100名 定員にて締め切りとなります。

申込方法：全ト協ホームページよりお申し込み下さい

申込締切：開催日2日前まで

※なお、本セミナーはGマーク(安全性評価事業)申請の  
対象セミナーではありません。



**講師**  
.....  
NPO法人  
ヘルスケア  
ネットワーク  
副理事長  
作本 貞子氏

国土交通省「SAS対策マニュアル改訂版」  
(2015年8月)執筆、自動車事故対策機構  
「運行管理者一般講習用テキスト27,29  
年版」(健康管理部分)執筆等

## 1. お申し込み方法

▼二次元コードからの  
お申込みはこちら

全ト協ホームページの下記URL、もしくは右の二次元コードよりお申込みください。

[https://jta.or.jp/member/rodo/hcns\\_top/sas\\_online.html](https://jta.or.jp/member/rodo/hcns_top/sas_online.html)



- 事業者様の社内の安全研修などに利用していただくなど、個人で受講する以外にもご活用ください。  
その際、セミナー内で生じた質問はまとめていただき、事業者のご担当者様が代表してアンケートにご入力をお願いいたします。後日対応いたします。
- お申込み完了後、ご入力したメールアドレスに、お申込み受付登録完了メールをお送りいたします。
- お申込み当日中にメールが届かない場合は、お手数ですが06-6965-3666 (ヘルスケアネットワーク) までご連絡ください。



# ◆「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」一部改正について 国交省

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」は、令和6年4月1日適用となりました「改善基準告示」を踏まえた記載に改正されました。

※全日本トラック協会ホームページから入手しご活用下さい。マニュアル（概要編・本編）

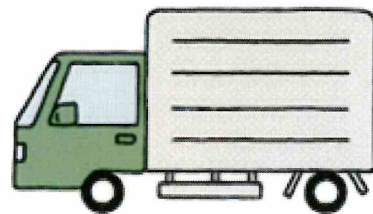
[https://jta.or.jp/member/anzen/anzen\\_kisoku\\_kaisei20180604.html](https://jta.or.jp/member/anzen/anzen_kisoku_kaisei20180604.html)

## 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル

### トラック編

本リーフレットは、トラック運転者が安全・安心に業務を行うため作成された「一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の概要版として、特に重要な点をまとめたものです。

詳細は本編を参照しつつ、輸送の安全を担う運行管理者として、運転者への適切な指導・監督を実施してください。



1

#### 国民生活を支える者として、関係法令を遵守させましょう



本編：1ページ～

- 物流の主役であり、日本経済を支えているといっても過言ではない事業用トラックは、重要な社会的役割を担っています。
- プロ意識と誇りを持ち、安全・確実・迅速な輸送をするという役割と使命を運転者にしっかりと根付かせましょう。
- トラックは車体が大きく、事故の被害や社会的影響が大きくなりやすいと言えます。適切に事業を行うために、**貨物自動車運送事業法、道路運送車両法、道路交通法をはじめとした関係法令を遵守**させましょう。

2

#### 運転者に車両の特性を把握させ、運転上の注意点を理解させましょう



本編：21ページ～

- トラックの高さや長さ、幅は、死角や内輪差、操縦性などに影響します。運転者には、特性に合わせた運転をさせることが必要です。
- **トレーラーや液体貨物を積載するトラックは、より注意深く運転する必要があります。**どのような事故の可能性があるかを具体的に運転者に示すことが大切です。

3

#### 適切な貨物の積載方法や積載重量を理解させましょう



本編：34ページ～

- 積付けが偏っていたり、固縛が十分でない場合、荷崩れや横転の可能性が高まります。運転者に危険性を認識させ、防止策を講じさせましょう。
- 積載可能重量は車両によって異なります。**運転者に積載量の制限を正確に理解させ、過積載の求めがあっても断るよう指導**しましょう。
- 危険物を輸送する場合は、**危険物の取扱いについて運転者の理解を深めることが重要**です。



4

## 道路状況や気象状況を踏まえつつ、 計画に基づく運行を行うよう指導しましょう



本編：56ページ～

- 安全な運行を行うためには、**運行前に道路状況、気象状況等の情報の入手、安全な経路の検討などを行ったうえで運行経路を選択することが重要**です。
- 運転者には、計画に基づく運行を行うことで、安全で効率的な運行となることを指導しましょう。

5

## 防衛運転の徹底や、非常時に実施すべき 対応を指導しましょう

SOS

本編：64ページ～

- 事故防止のためには、歩行者や他の車両などの行動特性を理解したうえでの危険の予測が必要であるという意識を、事件事例の説明や危険予知訓練を通じて、運転者に理解させましょう。
- 日常点検や運転行動が、漫然とならないよう、**運転者に指差呼称や安全呼称を習慣づけ**させましょう。
- **交通事故や車両故障の発生時や自然災害への遭遇時には、警察・事業者への報告や安全な場所への退避を行うよう運転者に指導**しましょう。

6

## 適性診断の結果を 指導・監督に活かしましょう



本編：81ページ～

- 運転者適性診断は、視覚機能、判断・動作のタイミング、動作の正確さ、注意の配分や性格などについて測定を行います。
- 診断結果を日々の指導や教育時などに活用するとともに、**運転者に結果を真摯に受け止めさせ、自覚させることが大切**です。
- 診断結果の見方を正しく理解しましょう。

7

## 運転者と密にコミュニケーションをとり、 健康管理を徹底しましょう



本編：89ページ～

- 交通事故の要因として、**過労状態、睡眠不足、体調不良、飲酒運転、風邪薬等の服用による眠気、運転技能への過信、焦り**などが挙げられます。
- これらを引き起こさないよう、疾病が及ぼす影響、健康診断の受診やストレスチェックの重要性を運転者に認識させ、**必ず疾病等の状況を申告させる**ようにしましょう。

[詳細はこちらから](#)

実施マニュアル（本編）  
が確認できます。





運行管理業務のうち、点呼は原則として運行管理者（または補助者）との対面での点呼が義務付けられています。その点呼の基本は変わりませんが、最近ではデジタル技術の進化により、IT点呼、遠隔点呼、自動点呼などの方法で、運行管理者や補助者を配置する必要があった点呼業務をシステムで一部代替することができるようになってきました。

さらに今回「運行管理業務の一元化」により、複数営業所の運行管理業務全般を集約し行うことができるようになりました。

## ◇点呼の種類(概略)

### 対面点呼

運転者が営業所や車庫など決められた場所で運行管理者（または補助者）と対面でアルコール測定結果、健康状態、日常点検結果、運行経路の確認、所持品、連絡事項などの確認を行ないます。また、やむを得ない場合を除いて、乗務前、乗務後共に対面で行う必要があります。

### IT点呼

Gマークを所有している事業所間をテレビ電話でつないで運行管理者とドライバーを疑似対面点呼を行う方法で、遠隔地との点呼が出来ます。スマートフォンやタブレット、PCなどを使用して、リアルタイムに点呼を実施します。運輸支局へ申請必要。

### 遠隔点呼

本人確認や情報共有の確実性を担保する高度な点呼機器・システムを用い、当該事業者の営業所間や車庫間、グループ企業の営業所間などで点呼を行えます。遠隔点呼はIT点呼と異なり、Gマークを所持していなくても一定要件を満たした環境で可能です。運輸支局へ申請必要。

### 自動点呼

運転者が「ロボット」や「システム」を介してセルフ点呼ができます。現在は条件付き、かつ業務後点呼限定で、管理者がいない状態での無人点呼が可能です。（対面点呼に相当しますが、運行管理者の非常時対応は必要です）運輸支局へ申請必要。

## ◇運行管理業務の一元化 運輸支局へ申請が必要です

複数の営業所を持つ運送事業者において、運行管理業務を集約して行う営業所と、集約される側の営業所を定め、運行管理業務を集約営業所にて一元的に行なえます。

下記の業務等が可能と見込まれます。

### ☑運行前に関すること

1. 乗務員台帳の作成や管理
2. 乗務割の作成
3. 運行指示書の作成、経路の調査
4. 交代運転者の配置判断と実施

### ☑運行中に関すること

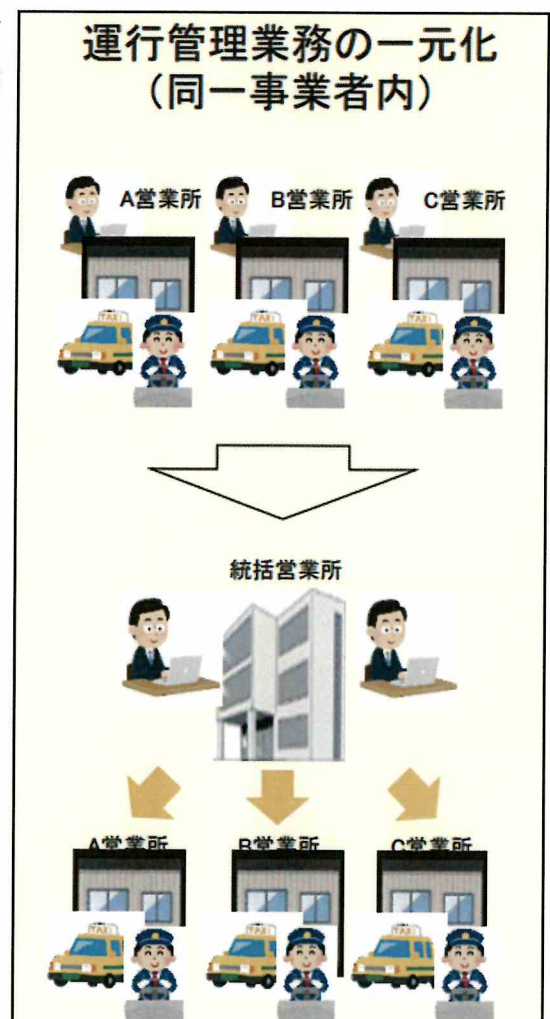
1. 異常気象時の指示
2. 運転者の疾病、疲労、その他の理由に伴う指示
3. 運行指示書の内容変更に伴う追加指示
4. 中間点呼、業務中途点呼の実施
5. 事故の記録

### ☑運行終了後に関すること

1. 遠隔点呼の実施
2. 乗務記録の管理
3. 運行記録計による記録の管理

### ☑その他の管理に関すること

1. 乗務員に対する指導監督
2. 乗務員の労務管理
3. 乗務員の健康管理
4. 適正診断の受診指導
5. 休憩・仮眠施設の管理
6. アルコール検知器の常用有効保持
7. 補助者に対する指導監督





「運行管理業務の一元化実施要領」運行管理業務を効率化し運行管理者と運転者の負担を軽減するため、統括する営業所の運行管理者が他営業所に所属する運転者の点呼、運行指示業務を行うための国交省が定める機器・システムの使用や、運用上の遵守事項等の要件の概略を下記にお示します。

「運管業務の一元化」は、集約営業所の運行管理者が、被集約営業所の業務のうち、輸送安全規則第20条に規定されている運行管理者の業務を行うこと。

### ①運行管理業務の一元化の実施方法

1. 一元化を行う事業者が、集約および被集約営業所を管轄する運輸支局に事前に届出が必要。
2. 事業の種別ごとに行い、種別を跨いだ運行管理業務の一元化は行えない。
3. 集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、集約営業所の保有車両に加え、被集約営業所の保有車両の総数を足し合わせた人数が必要。
4. 被集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、被集約営業所の保有車両に応じた人数。
5. 一元化実施要領に基づき集約営業所が行った運行管理業務は、運輸規則第48条、安全規則第20条の規定に適合するものとなる。

### ②機器・システム要件

1. 一元化する運行管理業務ごとに情報を電磁的方法で保存し、運行管理者が確認できるよう、集約営業所、被集約営業所で保存した情報の共有方法を明確にする。

(全ての業務を集約していただく場合)

- ①乗務員台帳 ②乗務割 ③運転基準図・運行指示書 ④点呼結果 ⑤事故の記録 ⑥乗務記録 ⑦デジタル式運行記録計等による位置情報の記録 ⑧指導監督の記録 ⑨労務管理 ⑩運転者の健康に関する記録 ⑪適性診断の結果 ※電磁的方法は、パソコン等に作成されたデータの他、紙データをスキャンしPDF化することや、写真にして保存することをいいます。
2. 車両の運行に係る一元化は、被集約営業所の全車両に対し、随時車両の位置情報の把握ができる装置を備え営業所間での共有を行う。
3. 点呼業務の集約は、遠隔点呼を行い、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法に基づき点呼を行う。
4. 運行中の運転者と随時連絡が取れる機器。
5. 運転者の個人情報の保存、共有は他人に推測されにくいパスワードを設定し、定めた者以外が閲覧できないよう個人情報の保護を行う。
6. 一元化に使用する機器が故障した場合は、内容や発生時間など電磁的な記録が出来ること。

### ③運用上の遵守事項

1. 一元化を実施する範囲は、被集約営業所が管轄する地域的特性の把握や運転者とのコミュニケーションが十分に行われることを考慮し設定する。
2. 集約営業所での運行管理業務が困難になった場合は、被集約営業所の運行管理者が被集約営業所において運行管理を実施できる体制を整える。
3. 集約営業所の運行管理者は、地理情報や道路交通情報等、一元化を行う運行区域の必要な情報に基づき業務を遂行する。
4. 集約営業所の運行管理者は、被集約営業所に所属する運転者と事前に面談し、十分コミュニケーションを取ることが必要。
5. 被集約営業所の運行管理者は、集約営業所において適切に管理が実施されていることを定期的を確認。集約営業所の運行管理者に助言を行う。
6. 施設や備品、アルコール検知器の常時有効保持は、管理主体(集約もしくは被集約営業所の運行管理者の何れか)を事前に決めておく。
7. 事故発生など緊急事態が発生した場合は、集約営業所の運行管理者と被集約営業所の運行管理者の間で状況を共有し、被集約営業所の運行管理者が現地の対応を行うなどの体制を整える。
8. 乗務員台帳の記載事項の健康に関する記録など、運転者の個人情報扱う場合は、事業者が対象者に同意を得る必要がある。
9. 一元化を実施している事業者は、運輸支局長に届出した内容と実態に差異がないか、要件に適合しているか定期的に確認し、差異や要件に適合していない場合は、変更の届出や改善を図ること。
10. 一元化の実施に関する必要事項、集約営業所、被集約営業所および集約業務等を運行管理規程に明記し周知する。
11. 国交省から運行管理業務の一元化について、状況等の調査依頼があった場合は対応する。

### ④運輸支局等への届出

1. 一元化を行う事業者は、実施予定日の10日前までに、集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長に様式1の届出書を提出して下さい。
2. 提出した様式1の内容を変更する事業者は、変更在先立ち、集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長に様式2の届出書を提出する。
3. 一元化を終了する事業者は、遅滞なく、集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長に様式3を提出する。



# ◆ 自家用有償運送許可 について（ラストマイル輸送対策） 国交省

消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、営業所から近距離の限られた区域内における住居等への配送を中心に（ラストマイル輸送）、事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難となっている現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、自家用自動車の有償運送の許可に係る取扱いが改正されましたのでお知らせします。

（道路運送法第78条第3号の規程に基づく自家用自動車の有償許可に係る取扱いについて通達の改正）

**令和7年1月1日以降に利用計画とするものから適用となります。**

◇利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の福祉の見地から必要やむを得ない場合において運送需要者である 貨物自動車運送事業者の営業所に配置されている事業用自動車と同数までの自家用自動車 について、毎年1月1日から12月31日までの期間のうち、一両当たりの年間利用日数90日を上限に、利用計画書(2枚目)に記載する利用計画期間について、自家用自動車の有償運送の許可をすることができる。

なお、許可の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) ラストマイル輸送として行われるもの。
- (2) (1)に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域の実情に応じて運輸支局長が認めるもの

◇自動車の使用停止以上の処分（以下「行政処分」）を受けている事業者には該当する場合は、当該処分期間中については、当該処分を受けている営業所に係る許可を行わない。

◇許可基準に満たない車両数5両未満の営業所に該当する場合は許可を行わない。

（貨物軽自動車運送事業者を除く。）

なお、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性に鑑み、車両数についての特例が設けられ、業務の範囲を限定する旨の条件が付されている霊柩又は一般廃棄物運送を行う事業者等においては、保有車両数にかかわらず許可の対象としない。

令和6年12月31日までは、「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」の通達により、自家用自動車の有償運送の許可は期間が定められています(春期3/10～3/31、4/20～4/30、5/6～5/15、夏期6/15～8/12、秋期8/13～11/9、年末11/10～12/31)。この取扱いは令和6年12月31日廃止となり、年間通しての 上記ラストマイル輸送の有償運送の許可に係る取扱いに変更されます。

**URL: <https://jta.or.jp/news/20240409.html>**

詳しくは全日本トラック協会ホームページでご確認下さい。

様式 2	有償運送許可証 <見本>	車両に掲出します
氏名又は名称		
自動車登録番号 又は 車両番号		
運送需要者(運送事業者)の営業所		
有償運送許可期間		までのうち最大で90日

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。</li><li>2 上記に記載された自動車での運送は、輸送力の確保が困難となっているラストマイル輸送における貨物の運送等に限ること。</li><li>3 上記に記載された自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。</li><li>4 上記に記載された自動車の運転者が悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には直ちに許可証を返納すること。 様式3 有償運送許可に係る事故等報告書</li><li>5 この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。</li></ol>
----	--

年 月 日 第 号許可  
運輸局運輸支局長



# ◆ 運転者の休息場所として利用する 車両内ベッドについて 国交省

## 4 / 1 からの改正改善基準告示

(一部抜粋による概略です)

「運転者の拘束時間」は、始業からの24時間を1日とし、原則1日13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回まで)、「休息」は11時間以上が基本で 最低でも9時間を下回らないこととされています。

なお、宿泊をともなう長距離輸送では、拘束時間を週2日まで最大16時間とすることができます。

### \* 「2人乗務の特例」では

- ① 車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限り、1日の最大拘束時間を20時間まで延長でき、また、休息期間を4時間まで短縮できます。
- ② 条件を満たす車両内ベッドがあれば、拘束24時間まで延長可能(運行終了後に休息11時間以上必要)。8時間以上の仮眠があれば拘束28時間まで延長可能です。

### ◇ 走行中に使用できるベッドと駐車中に使用するベッドが区別されました

- ① 従来の、運転席の上部後部に設けられている車両内ベッドにおいては、安全な乗車が確保できないことから、駐車中に使用するベッドです。2人乗務において走行中に使用することは認められません。
- ② 走行中に使用する、休息中の自動車運転者の安全に配慮した「トラックの車両内ベッドの設計上の配慮事項等について」が制定され、自動車製作者又は架装事業者が設計・開発を行い、使用条件や注意事項を使用者に周知するよう通達が発出されました。

### ◇ 走行中に使用できる対象となる車両内ベッド

車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の車両に設置される車両内ベッドで、自動車製作者又は車両架装事業者が、「設計上の配慮事項」に基づき走行中に使用するため設計されたもの。

〈解説〉

### 走行中に使用できるベッドの開発が待たれます

□ 駐車中にのみ使用するために設置された車両内ベッド 使用者が誤った認識の元、走行中に使用しないよう、車両内ベッド付近又は取扱説明書に使用条件や注意事項の明示を徹底すること。

走行中は座席に着席していることを前提に設計されており、車両内ベッドは、駐車中の使用を目的に設置されているため、取扱説明書等で走行中には使用しないよう注意喚起が行われています。

□ 走行中に使用するために設置された車両内ベッド

(ア)長さ198cm以上、幅80cm以上の連続した平面 (イ)クッション材等により走行中の路面等からの衝撃を緩和

- (1) ベッドが確実に車両に取り付けられており、かつ、ベルトを備える等の人員拘束装置及び隔壁等により、衝突時または急減速時に乗員が車両の前方へ放出・転落しないような防止装置が講じられていること。
- (2) 衝突時または急減速時などを想定した乗員保護に関する措置が図られていること。
- (3) 座席と同等の緊急時の脱出容易性が確保されていること。
- (4) 走行中に使用するために設計された車両内ベッドであることを使用者が認識する措置を講じること。

## ◆ 新規入会会員様のご紹介

会員名	(株)新星運輸商事	TEL	0595-51-8766
代表者名	佐野川谷 裕之	FAX	0595-51-9993
支部	伊賀支部	規模	車両7両、従業員7名
所在地	〒519-1414 伊賀市御代916-3 2F		

## ◆ 会員様の所在地・名称 変更等

桑員支部	(有)丸半運送	退会
北勢支部	山九(株)	北勢支部から利用運送事業へ
〃	トナミ第一倉庫物流(株)	社名/東海トナミロジスティクス(株)
〃	鳴海急送(株)	社名/(株)ナルキュウ中部
鈴鹿支部	(有)大廣商事	退会
〃	西日本エア・ウォーター物流(株)	社名/エア・ウォーターLINE(株)
〃	(株)FAR WEST	退会
伊賀支部	上野運送(株)	退会

「会員名簿作成資料」や、その他にご報告いただいております変更箇所は 令和6年度会員名簿に反映させていただきます。





# 適正化事業巡回指導実施結果 (令和6年1月～令和6年3月)

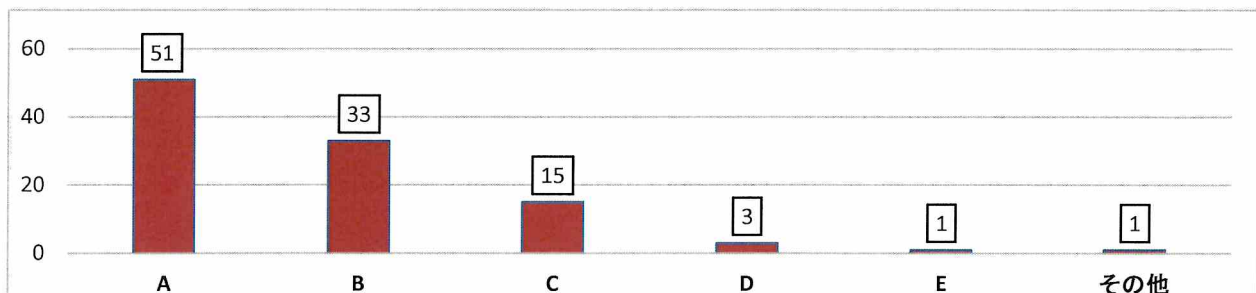
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関

## 1. 巡回実施件数

支部名	桑員	北勢	鈴鹿	津	松阪	南勢	伊賀	紀北	南紀	会員外	合計
通常巡回指導	13	24	8	10	9	3	12	3	0	16	98
新規巡回指導	1	0	2	1	0	0	0	0	0	1	5
特別巡回指導	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	14	24	11	11	9	3	12	3	0	17	104

\*巡回案内は巡回計画のもと運輸支局長名で送付されます。キャンセルが度重なると支局監査となる可能性があります。

## 2. 総合評価 38項目の「適」と「否」判断を行い「A～E」と「その他」で評価を行っています。



A…90%以上  
B…80%以上90%未満  
C…70%以上80%未満  
D…60%以上70%未満  
E…60%未満  
その他…指導項目26項目以下

以下の①～⑨は重点項目です。「否」となった場合は、総合評価が1ランク下がります。

- ①「運行管理者の選任・届出」
- ②「過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間、休憩時間、睡眠時間の管理」
- ③「点呼の実施・記録・保存」
- ④「輸送の安全確保に必要な指導監督」
- ⑤「特定運転者の特別な指導」
- ⑥「特定運転者の適性診断」
- ⑦「整備管理者の選任・届出」
- ⑧「点検・整備を行い点検整備記録簿を保存」
- ⑨「健康診断の実施・記録・保存」

## 3. 改善要請が多い項目

順位	改善要請事項	確認件数	否の件数	割合
①	特定の運転者に対して特別指導を実施しているか	51	15	29.4%
②	特定の運転者に対して適性診断を実施しているか	72	19	26.4%
③	整備管理者の講習を受講しているか	102	19	18.6%
④	運輸安全マネジメントを実施しているか	103	19	18.4%
⑤	点呼の実施及び記録を保存しているか	104	19	18.3%
⑥	乗務員に対する指導教育を実施しているか	103	18	17.5%
⑦	健康診断を実施し記録を保存しているか	103	9	8.7%
⑧	定期点検を実施し記録を保存しているか	103	8	7.8%
⑧	勤務時間、乗務時間を定め、休憩時間、睡眠時間が適正に管理されているか	103	8	7.8%
⑨	運行記録計に記録を保存しているか	100	4	4.0%

\*特定の運転者とは、初任者(1年以内に雇入れた者)、高齢者(65歳以上の者)、事故惹起者です。

**1項目でも「否」を指摘させていただいた事業者様には改善をお願いしています。**

改善項目については3ヵ月の期間を設け、改善報告書と状況が判る書類の提出をお願いします。  
なお、改善報告書をご提出いただけない事業者様は、運輸支局に報告を行う必要があります。



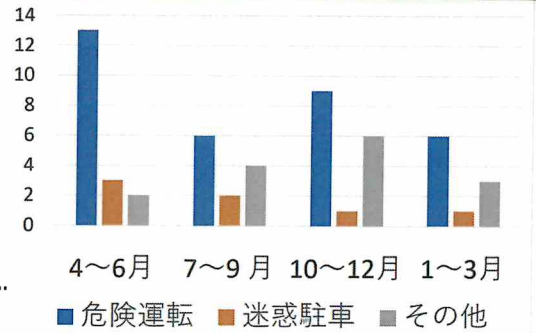
## ◆ 適正化実施機関に寄せられた 苦情

R6年 1月～3月 10件

※4月～6月 18件、7月～9月 12件、10月～12月 16件

令和5年度 4月～3月 1年間 計 56件

危険運転等 34件 違法駐車等 7件  
その他 15件(不正改造・宅配関係等)



### 実際に寄せられた苦情内容

#### 【危険運転】

【電話】 国道23号線を、四日市から津方面へ走行中、信号が変わった際に三重ナンバーのトラックを追い越し、トラックの前に車線変更をした。その後、トラックが車線変更をし、横に並んだ際に、にらみつける行為や幅寄せをされた。危険なので、事業者を指導して欲しい。

【電話】 四日市ジャンクションから湾岸道に入る付近で、三重ナンバーのトラックに危険運転をされた。車間距離が狭かったり幅寄せ等を故意に行ってきた。厳重注意をしてほしい。

【電話】 三重ナンバーのトラックが、国道23号線を車線変更の合図も出さない、合図不履行のジグザグ走行をし、無理な追越や適切な車間を取らない煽り運転をしていた。危険なので、事業者を指導して欲しい。

#### 【違法駐車】

【電話】 ファミリーマートに三重ナンバーのトラックが、1年ぐらい常駐して車庫代わりにしている。車庫代わりにしないように厳しく指導してほしい。

## ◆ 運行管理者 基礎講習・一般講習 開催予定

運行管理者「基礎講習」と「一般講習」今年度の日程表を同封しました  
講習のお申し込み予約状況は各講習機関にお問い合わせ下さい。

### 講習機関

#### <自動車事故対策機構 三重支所>

申し込み方法:ホームページ「講習のご予約」からお申し込みください。

<https://k-yoyaku.nasva.go.jp/>

TEL:059-350-5188 FAX:059-350-5189

#### <上野自動車学校>

申し込み方法:ホームページから受講申込書をダウンロードしお申し込みください。

<http://www.uenods.co.jp/publics/index/207/>

TEL:0595-21-1000 FAX:0595-24-1130

#### <ヤマト・スタッフ・サプライ(株)>

申し込み方法:ホームページから「講習予約システム」からお申し込みください。

[https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/reserve/calendar?label\\_id=480](https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/reserve/calendar?label_id=480)

TEL:052-228-9770 FAX:052-228-9780

## ◆ 整備管理者 選任前研修 開催予定

4月末現在 発表分

整備管理者 選任前研修 今年度の日程表を同封しました

この研修は、整備士資格を持っていない方が、2年以上の自動車の点検・整備又は実務経験により整備管理者になる場合に必要な研修です。

申込み 三重運輸支局のホームページ 「トピックス」 「令和6年度【整備管理者】選任前研修開催のお知らせ」 「申込用エクセルファイルはこちら」から、整備管理者選任”前”研修受講申込書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ専用アドレスに受講申込書を添付し **電子メール** でお申し込みください。

申込先 三重運輸支局 整備管理者選任”前”研修 申込専用アドレス  
[cbt-mie-seikanmae@ki.mlit.go.jp](mailto:cbt-mie-seikanmae@ki.mlit.go.jp) (※申込受付期間にご注意ください)

三重運輸支局 整備(保安)担当 Tel 059-234-8411 にご相談ください。